

# 地域共生社会の実現に向けた ソーシャルワークの機能と効果

—重層的支援体制整備事業の促進に着目して—

河野高志\*

**要旨** 本研究は、ソーシャルワーク機能が地域共生社会の実現に与える効果を明らかにすることを目的としている。そこで、地域共生社会の実現に与える効果の指標を重層的支援体制整備事業の進捗状況とし、ソーシャルワーク機能が重層的支援体制の構築に与える効果を検証した。ソーシャルワーク機能は先行研究を踏まえ、「ケアマネジメント」「インタープロフェッショナルワーク (IPW)」「連携の促進」の3つとした。以上を踏まえてソーシャルワーク機能と重層的支援体制の構築の関連について共分散構造分析を行い、パス図を作成した。その結果、「連携の促進」から「IPW」に正の影響、「IPW」から「ケアマネジメント」に正の影響、「ケアマネジメント」から「重層的支援体制を構築する機能」に正の影響が認められ、ソーシャルワーク機能が地域共生社会の実現に一定の効果をもたらすことが検証できた。

**キーワード** 地域共生社会 重層的支援体制 ケアマネジメント インタープロフェッショナルワーク 連携の促進

## I. 研究の背景と目的

### 1. 地域共生社会の枠組みと重層的支援体制整備事業の位置づけ

「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)では、地域コミュニティの育成を通じた人々の支え合いの構築を目指す地域共生社会の実現が掲げられた。これを受けて地域に

おける住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(以下、地域力強化検討会)が2016年に設置され、2017年に最終とりまとめを報告している。そのなかで地域共生社会に向けた取り組みとして、①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造があげられた(地域力強化検討会2017)。

\* 福岡県立大学人間社会学部・准教授

具体的に①共生文化は、個の課題と向き合うことを通して相互に支え合いが生まれる地域づくりを目指し、個人の尊厳や多様性を認め合い、互いに支えるという文化を地域に定着させる挑戦のことである。②参加・協働は、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等の地域の多様な構成員がそれぞれに活動するだけでなく、具体的な連携の仕組みや対話・協議の場を通して地域福祉の推進に参加・協働することを指し、そうした連携の仕組みや対話・協議の場を作ることの重要性が強調されている。③予防的福祉の推進は、問題が深刻化して解決が困難な状態となる前に支援につなげていく視点から、日常の見守りや連携を通じた情報提供、専門職によるアウトリーチを行う環境を整えることを指す。また、日常の活動を通して地域の人々と関わりをもち、早期に支援につなげることができるよう重層的なセーフティネットを構築することも含んでいる。④包括的支援体制は、従来、分野別・年齢別で縦割りだった支援を、個人や世帯の地域生活課題に応じて解決していくことができるよう包括的な支援体制を作ることであり、専門職による多職種連携や地域住民等との連携が重視されている。特に、地域共生社会の取り組みに先行して実施されてきた地域包括ケアシステムを、高齢者だけでなく他の課題を抱える人々にも広げていくことを提起している。⑤多様な場の創造は、地域の様々な課題に応じて専門職が地域づくりを提案していくなかで、これまで支援の受け手であった人が支え手となるような参加の場や働く場を作り出すことを指す。また、それらの取り組みを進める上で、必要に応じて社会資源を開発することや、人と人、場と場をつなぐコーディネーションやファシリテーションの機能が重視されている。

上記の地域力強化検討会の議論を経て、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（以下、地域共生社会推進検討会）が2019年に設置され、地域共生社会の実現に向けた具体的な方策を整理した。地域共生社会推進検討会の最終とりまとめでは、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3点を一体的に行うことが提案されている（地域共生社会推進検討会2019）。①断らない相談支援は、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援であり、自ら相談に来られない人へのアウトリーチや複合的な課題への対応のためフォーマル・インフォーマルな関係者・関係機関との連携が重要となる。②参加支援は、本人・世帯の状況に合わせて地域資源を活用しながら社会とのつながりを回復する取り組みと、制度等の狭間のニーズに対応できるよう既存の地域資源の活用を拡充して多様な人々の役割や参加の場を作り出すことである。③地域づくりに向けた支援は、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すものである。これには、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援と、ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネーターが求められており、特にコーディネーターには人や活動をつなぐだけでなくコーディネーターそのものを活性化させることが重要といわれている。

以上の検討を踏まえ、2021年4月1日施行の改正社会福祉法では「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施するために①包括的相談支援、②参加支援、③地域

づくり、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働、⑥多機関協働による支援が必要な者に対する支援プランの作成と包括的な支援の6点からなる重層的支援体制整備事業が創設された。このような経緯から地域共生社会の実現は、市町村による包括的な支援体制の整備を目的とした重層的支援体制整備事業を中心にして進められることになった。

## 2. 地域共生社会に求められるソーシャルワーク機能

地域共生社会の実現には、これまで述べてきたように、個人や世帯の生活課題をとらえるアウトリーチやニーズに応じた地域資源の柔軟な活用を行う包括的な支援体制の構築、フォーマル・インフォーマルの多機関・関係者との連携、人や活動・場をつなぐコーディネートやその活性化が必要となる。これらは、地域共生社会を目指す以前からソーシャルワーク実践として展開されてきたものであり、この内容に効果的に取り組むためのソーシャルワーク機能は先行研究で指摘されている。そこで地域共生社会の実現に関連する重要なソーシャルワーク機能をみると、以下の3点に整理できる。

### (1) ケアマネジメント

Sheafor et al. (1997: 62) によるとケアマネジメントは「利用者と適切なサービスを結びつけ、それらのサービス利用を調整する過程を通して、利用者や家族に継続的なサービス提供をすること」を目的としている。また、そのための技術としてMoore (1992: 419) は以下の4点をあげている。

- ①分配：少ない社会資源を可能な限り効率的に提供する
- ②購入：ニーズに適合したサービスパッケージ

を提供する

- ③仲介：サービス提供の調整やサービスパッケージの開発を行う
- ④開発：必要な資源を新たに生み出すよう働きかける

このようにケアマネジメントは、利用者のニーズに合わせてサービスを調整して提供するという特徴をもち、そのために必要に応じて地域の社会資源のネットワーキングやパッケージ化、場合によっては開発を行うことまで含んでいる。

他方ケアマネジメントは、サービス提供システム自体を効率的に運用するという側面ももっている。ノーマライゼーション理念の具体化や脱施設化への対応策としてアメリカの政策的プロジェクトのなかで登場したケアマネジメントはその成果が認められ、数多くの連邦法に組み込まれ法制化されていった(副田 2008: 86-7)。その代表的なものが、マネジドケアである。マネジドケアにおけるケアマネジメントの役割は、人々の保健医療サービスの選択や利用を管理し、できるだけ低コストで質の高いケアをパッケージ化して提供することである。そのため、ケアの利用資格・基準に基づいたスクリーニングによってケア費用を決定し、その予算内で利用者にとって適切なケアを提供して効果をモニタリングする。こうしたケアマネジメントでは、ケアマネジャーの実践指針や意思決定のフローチャートがあるものの、利用者のパーソナリティや生活環境といった個別の違いを考慮するようには作成されていない(Summers 2009: 58)。つまりマネジドケアにおけるケアマネジメントは、費用や資源の管理によるシステム維持にこそ主眼を置く。保健医療システムを財政的に維持するための戦略としてマネジドケアが開発され、そ

れを運用する方法としてケアマネジメントが政策に位置づけられてきた結果、費用抑制の役割が重視されるようになったのである。

このようにケアマネジメントには、利用者のニーズに合わせてサービスや資源を調整して活用する利用者中心の側面と、限られた予算や社会資源を効果的かつ効率的に提供するための持続可能な支援体制の運用方法というシステム中心の側面がある。そして、こうした側面には互いに関連し合うような特徴も含まれている。まず前者の視点に関わる特徴として、Rose (= 1997 : 354-392) が提唱するアドボカシー/エンパワーメント・デザインのケアマネジメントでは、あるサービスを利用者が必要とし、そのサービスの利用資格を満たしている場合でも、支援システムが連携していないことや拒否的な対応が原因でそのサービスを利用できないという問題に立ち向かう機能を強調し、支援システムの変革を視野に入れている。また後者の視点に関わる特徴としてSummers (2009 : 58) は、マネジドケアにおいて近年アウトリーチによる利用者の早期発見をケアマネジャーに求めるようになってきたことに言及し、利用者に早期のサービス利用を促すことで問題の重度化を予防して、結果的にサービス費用を抑制するという取り組みを強調している。つまりケアマネジメントは、ミクロ・レベルからマクロ・レベルを関連させながら展開する機能をもつのである。

以上よりケアマネジメントは、①地域住民が安心して地域で暮らし続けるために必要なサービスや社会資源を組み合わせ提供する個別支援の機能、②個別支援に支障をもたらす支援システム上の問題に働きかけるシステム改善の機能、③地域にある限られた社会資源や使用可能な予算を効果的かつ効率的に提供する持続可能

な支援システムの運用機能、④問題の重度化を防ぎサービスに係る費用を予防的に抑制するアウトリーチ機能、の4機能を有し、これらの発揮によって、個人や世帯の生活課題をとらえるアウトリーチやニーズに応じた地域資源の柔軟な活用を行う包括的な支援体制の構築に役立つソーシャルワーク機能であるといえる。

## (2) インタープロフェッショナルワーク

インタープロフェッショナルワーク (以下、IPW) は、イギリスにおいて従来の利用者中心のケアや連携、チームワークが抱える問題を解決するために登場してきた (埼玉県立大学2009 : 22-23)。1980~90年代頃のイギリスでは、多くの専門職や専門機関が支援に携わっていたにも関わらず、医療過誤による死亡事故や児童虐待による殺人事件が発生し、その原因が専門職間のコミュニケーション不足やチームワークの不十分さ、リーダー不在などの複合的な連携システムの不全であることが問題となった。このような状況から、従来のチームワークや連携の問題を乗り越えて多職種連携の不全を解決するためにIPWの概念が生成されてきた。すなわちIPWは、過度に専門分化した保健医療福祉サービスへの批判と反省から生まれた専門職の連携と統合の方法であり (埼玉県立大学2009 : 5)、その特徴は、多様な専門職が互いの専門性や手法を尊重しつつ協働することを通して、自らの可能性と限界を認識し、その認識に基づき各専門職が相互に補完しあいながら質の高いサービスを利用者に提供することである。特に、「地域では、時には民生委員や自治会の役員、近隣やボランティアとも連携・協働することがある」(埼玉県立大学2009 : 15) といわれるように、IPWはいわゆる専門職だけでなく支援やケアに関わる様々な主体を含めた多職

種連携を意味する概念である。

IPWの特徴について西梅ら（2011）は、連携に関わる他の概念との比較から、①複数の領域の専門職が共通目標を持つこと、②専門職間で学び合うこと、③複数の領域の専門職が協働すること、④利用者がケアに参加・協働すること、⑤組織的な役割と機能を分担することの5点に整理している。具体的に、①複数の領域の専門職が共通目標を持つことについては、利用者のエンパワメントとケアサービスの向上という視点が重視される。②専門職間で学び合うことについては、互いの役割、責任、固有性を理解し合うことが重要となる。③複数の領域の専門職が協働することは、各専門職が個人としての相互信頼を基盤に、それぞれの専門的役割を開放し合いながら相互作用することや、ソーシャルケア体制のなかでマイクロからマクロの各レベルにおいて協働することが特徴である。④利用者がケアに参加・協働するためには、利用者中心の姿勢を保持しつつ、専門職が積極的に利用者の参加・協働を促すことが必要となる。⑤組織的な役割と機能を分担することに関しては、場面や状況に応じて適当な専門職がリーダーシップを発揮することが求められる。また、IPWに基づく多職種連携の効果については、平田ら（2004）や大塚ら（2004）によると、利用者理解の深化、他機関との調整、情報の共有、支援方針の明確化と役割分担、専門職同士の相互支援の強化、業務連絡等に役立つ可能性があるといわれている。

つまりIPWは、生活課題をもつ個人や世帯あるいは地域住民等に対して当事者として連携に参加・協働することを促し、目標の共有や相互の学び合い、役割分担等を通してフォーマル・インフォーマルの多機関・関係者との連携

や相互支援を効果的に進めることができるソーシャルワーク機能といえる。

### (3) リーダーシップとファシリテーションによる連携の促進

地域共生社会の実現においては、地域の多様な関係者・関係機関による包括的な支援体制の構築が求められている。しかし、特に地域住民を主体とした課題解決体制の構築を目指す上で留意することとして、住民同士のつながりや支え合いのネットワークづくりは「すべて自然発生的に広がるものではなく、地域福祉に関わる社会福祉専門職が、意図的に関わりながら展開している」（金田2020：239）ことがあげられる。

フォーマル・インフォーマルの資源の連携について松岡（2005：200）は、諸外国での先行研究の結果から「インフォーマルなケアとフォーマルなサービスとの連結は成功していない」ことや、欧米諸国とイスラエルの9ヵ国いずれにおいても「高齢者を対象としたインフォーマル・フォーマル間の連携が存在して効果を上げているというような明白なデータを得られなかった」ことを指摘している。このようにインフォーマルな資源との連携やその効果の検証については課題が残っており、効果的な実践に向けて工夫を要することがわかる。

この点に関して日本の先行研究では、公益社団法人日本社会福祉士会が一定の結果を示している。社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において検討中であった地域共生社会の実現におけるソーシャルワーク機能について、公益社団法人日本社会福祉士会（2018）は社会福祉士による実践事例の分析と、調査対象の社会福祉士が実践事例の中で実際に関わった他職種や地域住民に対してフォーカスグループインタビュー及び質問紙調査を実施した。その

結果、①包括的な相談支援体制の構築に関する機能は社会福祉士と他の専門職との協働で実践されていること、②住民主体の地域課題解決の体制構築に関する機能は社会福祉士と地域住民との協働で実践されていることがわかり、社会福祉士が地域住民や専門職との連携の仕組みを作り出す要の役割を担っていることを明らかにした。特に②については、「地域住民のエンパワメント（住民が自身の強みや力に気付き、発揮することへの支援）を行った」「住民主体の地域課題解決体制の立ち上げ支援並びに立ち上げ後の運営等の助言・支援を行った」という取り組みを社会福祉士が地域住民との協働で行っており、事例分析では住民組織によるサロンや見守りの活動が広がっていることがわかった。一方、調査結果全体の総合的な分析では、こうした取り組みの実施にもかかわらず「住民主体による地域の課題解決に向けた意識や取組み」「関係機関と住民の協働」には大きな変化が見られず、地域住民の変化を促すことの困難さも明らかとなった。

この先行研究では事例分析から、住民主体の課題解決体制の構築を図る上で専門職による地域住民への働きかけが効果をあげたことが明らかになっているが、地域全体や住民の変化をもたらしたといえるような明白なデータは得られていない。住民主体の取り組みを促進するための専門職からの働きかけは個別事例での変化を生み出すことはできるが、地域全体や住民の変化をもたらす、住民主体の課題解決体制を構築するにはさらなる工夫を要する。

前者の住民主体の取り組みを促進するための専門職からの働きかけは、ファシリテーションの機能といえる。ソーシャルワークにおけるファシリテーションは、「複数人より成るシス

テムの機能がより効果的なものになるよう促進すること」(北島=2017)であり、特にメゾレベルでは集団・団体・組織等との協働を通してその社会的機能を高めることと理解されている。公益社団法人日本社会福祉士会(2018)では、個別事例における住民との協働は一定の成果をあげていることから、ファシリテーションの効果が確認できる。一方、住民主体の意識の向上や関係機関と住民の協働については、個別事例を通じたファシリテーションでは十分に向上させられていない。

そこで、地域住民とソーシャルワーカーの相互作用をより進めるための機能を検討してみたい。IPWにおける組織的な機能と役割の分担に関してはリーダーシップの重要性が指摘されていたが、住民主体の課題解決体制の構築に関しても住民に担ってもらい役割の理解を進めないことには住民主体の意識向上や関係機関との協働にはつながりにくいことから、そうした取り組みを展開するための機能としてリーダーシップに着目する意味はあるだろう。リーダーシップに関しては様々な学問分野で研究がなされており、多種多様な考え方が存在しているが、1つの基本的な性質として、「リーダーシップとは、個人の資質から割り出されるものではなく、集団の要求から割り出されるもので、同じ一つの集団でも、直面している問題が変わり、集団の要求が変われば、当然、リーダーシップの具体的な条件も違ってくるし、リーダーも変わる」(松井1958:20)というものがある。公益社団法人日本社会福祉士会(2018)で示されたように、社会福祉士は地域住民との連携の要として実際に機能していることから、「集団の中で高く評価されている成員は他のメンバーの信念や意見に対してより大きな影響を与え、集団

過程にも影響を与えることが許される」(白樫＝1995：188) というリーダーシップの地位や役割を地域共生社会の実現において一定程度有しているといえる。一方、フォロワー(この場合、地域住民を指す)の動機づけや関与の度合いに影響を及ぼすのは、リーダー(ソーシャルワーカー)とフォロワーの相互交流や社会的な交換(指導や助言・支持、役割・責任の委譲、相互の評価と信頼など)、集団が有する資源(リーダーやフォロワーを含む)の効果的な活用であり(白樫＝1995：190-196)、ソーシャルワーカーが地域住民との間にこうした相互作用を生みだすよう働きかけるリーダーシップが、住民主体の課題解決体制の構築に必要なソーシャルワークの機能といえる。

以上より、住民同士がケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネートの展開とその活性化には、専門職が住民を活動に巻き込んでいくリーダーシップや住民活動のファシリテーションという機能が重要であることに加え、さらなる変化を目指した効果的な展開方法の検討が必要であることがわかる。

### 3. 本研究の目的

「ニッポン一億総活躍プラン」が掲げる地域共生社会の実現は、地域コミュニティの育成を通じた人々の支え合いの構築を目指しており、そのために重層的支援体制整備事業を通じた市町村による包括的な支援体制の整備を行うことが中心的な取り組みとなる。そこでは、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施するために、個人や世帯の生活課題をとらえるアウトリーチやニーズに応じた地域資源の柔軟な活用を行う包括的な支援体制の

構築、フォーマル・インフォーマルの多機関・関係者との連携、人や活動・場をつなぐコーディネートやその活性化が必要となる。

ソーシャルワークには、その機能の発揮によって上記の取り組みを一体的に進めることが期待されているが、先行研究では個別課題に応じた包括的な支援体制や地域住民による地域生活課題の解決体制などそれぞれの取り組みの実態や、それらに関するソーシャルワーク機能の必要性を論じることにとどまっており、地域共生社会の実現とソーシャルワーク機能との関連の全体像については明らかになっていない。例えば社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(2018)は、①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能と②地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能に分類し、計24の機能を提示しているが、理論的に必要な機能を示したにすぎない。白澤(2020)は、従来の縦割りでの相談支援や地域づくりの体制から取り残された制度の狭間にいる人や世帯を対象とした包括的な支援体制を確立する上で、個別支援と地域支援を一体的に行う必要があることを指摘するにとどまっている。高良(2018：42-55)は、個別課題解決と地域課題等の解決に必要なソーシャルワーク機能を列举(前者はアウトリーチ、アセスメント、インナイブラー、仲介者、ケースマネジャー、教育者、調停者、アドボケート、後者はプランナー、オーガナイザー、ファシリテーター、コンサルタント)しているが、実証的な根拠は示されていない。上野谷(2020)は、全国各地での地域共生社会に関する取り組み事例をもとに効果を

あげた実践の内容を詳細に考察しており、具体的な事例分析として参考になる点は多い。しかし、全国各地での取り組み内容そのものの分析であるため個別性が高く、普遍的かつ客観的にソーシャルワーク機能の効果を明らかにするような調査デザインにはなっていない。長谷中・高瀬（2017）や内山（2020）も同様に、調査対象の自治体での取り組みを事例分析しているが、ソーシャルワーク機能の効果を検証するには至っていない。

このように先行研究では、地域共生社会の実現におけるソーシャルワーク機能について、理論的な必要性や特定地域での成功事例を紹介するにとどまっており、その効果を実証的に明らかにする試みがなされていない。特に、成功事例の質的な分析・考察は取り組みの具体的な内容について参考になる点は多いが、公益社団法人日本社会福祉士会（2018）の研究結果にみられるように、個別事例で成功しているからといってそれがソーシャルワーク機能の効果であったとは言い切れない。

そこで本研究では、ソーシャルワーク機能が地域共生社会の実現に与える効果を普遍的かつ客観的に明らかにすることを目的とする。具体的には、地域共生社会の実現のためのソーシャルワーク機能として①ケアマネジメント、②IPW、③リーダーシップとファシリテーションによる連携の促進の3点を取り上げ、地域共生社会の実現を測定する指標として重層的支援体制整備事業の進捗状況を用いて検証を行う。上記3点のソーシャルワーク機能は先に述べたとおり、地域共生社会の実現に向けた多様な取り組みを一体的に進めるために重要な機能と考える。③については先行研究から課題が示唆されているが、①と②と合わせて検討することで

ソーシャルワーク機能同士の相乗効果についても分析し、有効性の検証を行いたい。また重層的支援体制整備事業は、地域力強化検討会や地域共生社会推進検討会が示してきた多様な取り組みを一体的に進めるための事業であり、その進捗状況とソーシャルワーク機能の発揮の関連を分析することで、地域共生社会の実現におけるソーシャルワーク機能の効果を測定することが可能になると考える。

## II. 研究方法

### 1. 調査対象・方法

本研究では、厚生労働省による地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（2020（令和2）年度）を実施予定の251自治体に所在する地域包括支援センターと市町村社会福祉協議会（計1,964か所）を対象に、無記名自記式の質問紙調査を郵送法で実施した。市町村社会福祉協議会は、多くの自治体で上記事業の実施主体となっていることから調査対象とした。地域包括支援センターは、包括的支援体制の構築と地域における課題解決体制の構築に関して地域包括ケアシステム推進の中心機関としての実績があり、地域共生社会の実現においてもその取り組みを拡充することが求められていることから調査対象とした。上記事業への参加自治体は28自治体（2016年度）から251自治体（2020年度）まで増加しており、自治体によって取り組み年数が異なるが、事業の進捗に与えるソーシャルワーク機能の効果に焦点化して検証するため、取り組み年数は独立変数に含まないこととする。そのため、新規・継続を問わず事業参加自治体が最大数となる2020年度のモデル事業実施予定自治体を調査対象とした。また、上記



事業の実施にあたっては相談支援包括化推進員が窓口となり中心的な役割を果たすことが想定されているが、それ以外の者も上記事業における重要な役割を担っている可能性を検討し、回答者については上記事業に携わっている職員とした。なお、本研究の調査対象のすべてが2021年度から開始された重層的支援体制整備事業を実施しているわけではないが、地域共生社会の実現に向けた取り組みを実質的に進めている点から、ソーシャルワーク機能の効果を検証する上で現時点では適切な調査対象であると考えた。調査期間は2021年8月5日から9月21日で、有効回答は376件（回収率19.1%）であった。

調査内容は、対象者の基本属性（勤務経年数、所有資格、所属機関）、ケアマネジメントの実施状況、IPWの実施状況、連携促進の取り組み、重層的支援体制整備事業の取り組み開始当初からの進捗状況である。ケアマネジメントについては、Moore（1992）、Rose（＝1997）、Summers（2009）を参考に個別支援と地域支援の一体的な展開を視点として「個別支援の機能（地域住民が安心して地域で暮らし続けられるよう、利用者1人ひとりのニーズに応じて必要なサービスや社会資源を組み合わせ提供する）」「アウトリーチ機能（潜在的なサービス利用者の早期発見により問題の重度化を防ぎ、サービスにかかる費用を予防的に抑制する）」「支援システムの運用機能（地域の限られた社会資源や予算を効果的かつ効率的に配分するために持続可能な支援体制を作り、スクリーニングにもとづくサービスパッケージを提供する）」「システム改善の機能（個別の利用者支援に支障をもたらす支援体制上の問題に働きかけ、利用者が必要とするサービスを提供するように支援体制を改善する）」の4項目から構成

した。IPWについては、西梅ら（2011）、平田ら（2004）、大塚ら（2004）を参考に「目標の共有」「相互学習の姿勢と機会」「連携メンバーの多様性」「連携への当事者参加」「適切な役割・機能の分担」の5項目から構成した。ケアマネジメントとIPWの実施状況については、「①取り組んでいない」「②あまり取り組んでいない」「③どちらともいえない」「④やや取り組んでいる」「⑤取り組んでいる」の5件法で尋ねた。連携促進の取り組みについては、河野（2019）によって「チーム内でリーダーシップを発揮する人がいる」「多職種を巻き込む行動力のある人がいる」「専門職間の意見交換や相互作用を促進する人がいる」の3項目が重要であることが明らかにされていることから、この3項目を用いた。これについては、「①あてはまらない」「②あまりあてはまらない」「③どちらともいえない」「④ややあてはまる」「⑤あてはまる」の5件法で尋ねた。重層的支援体制整備事業の取り組み開始当初からの進捗状況は、【包括的相談支援】【参加支援】【地域づくり支援】【アウトリーチ等を通じた継続的支援】【多機関協働】【支援プランの作成と包括的な支援】の各事業について、その具体的内容を示した上で「①まったく進んでいない」「②あまり進んでいない」「③少しは進んでいる」「④ある程度進んでいる」「⑤かなり進んでいる」の5件法で尋ねた。

## 2. 分析方法

結果の分析では、ソーシャルワーク機能が地域共生社会の実現に与える影響を検証するため、ケアマネジメント、IPW、連携促進、重層的支援体制整備事業の進捗について共分散構造分析を行った。この際、ソーシャルワーク機能（ケアマネジメント、IPW、連携促進）が重層

の支援体制整備事業（【包括的相談支援】【参加支援】【地域づくり支援】【アウトリーチ等を通じた継続的支援】【多機関協働】【支援プランの作成と包括的な支援】）を促進するという仮説にもとづき分析モデルを検討した。また、ソーシャルワーク機能同士の相互関連の検討から、先行研究で指摘されていたフォーマル・インフォーマルの連携の課題に関する分析を行うことと、重層的支援体制整備事業の6項目間における共通因子の検討を行うことで、個別支援と地域支援の一体的な取り組みの可能性を分析することも想定している。なお、分析にはIBM SPSS Amos ver.25を用いた。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、福岡県立大学研究倫理部会による倫理審査を経て実施した（承認番号R3-6）。具体的な配慮内容としては、本研究で得られた情報を研究目的以外に使用しないこと、回答はすべて数値化するなどして個人が特定されないようにすること、細心の注意をもって厳重にデータを管理・破棄すること、研究への協力は任意であること、研究に参加しないことによる不利益は生じないことなどを文書にて説明した。

## Ⅲ. 研究結果

### 1. 回答者の基本属性

回答者の基本属性を表1に示した。所属機関については、調査対象の数が市町村社会福祉協議会251か所、地域包括支援センター1,713か所と差があるため、回答にも偏りが見られた。勤務経験年数は現職についての年数を尋ねており、5年未満がやや多いものの分析結果への影響を考慮するほど大きな偏りはないと考える。

所有資格についても、地域包括支援センターに所属する回答者が多いことから社会福祉士と介護支援専門員が多数を占めるが、その他の資格を所有する者も一定数いることがわかる。

### 2. ソーシャルワーク機能と重層的支援体制整備事業の関連についてのパス図

次に、共分散構造分析の結果を図1に示す。四角で囲んだ項目は質問項目（観測変数）を表し、観測変数の背景にある潜在変数を丸で囲んだ。潜在変数は、「ケアマネジメント」、「IPW」、「連携の促進」、「重層的支援体制を構築する機能」の4つとした。それぞれの関係性を矢印で表し、与える影響についてパス係数を記載している。モデル適合度について、 $\chi^2(129) = 298.122$ 、 $p = .000$ となったが、サンプル数が376とやや大きく $p$ 値が有意となりやすいため、その他の適合度指標から検討した結果、NFI=.907、RFI=.877、IFI=.945、CFI=.944、RMSEA=.059、AIC=418.122となり十分な値が得られたと判断した。

### 3. 重層的支援体制の構築に与えるソーシャルワーク機能の効果

図1のパス図で示した潜在変数（「ケアマネジメント」「IPW」「連携の促進」「重層的支援体制を構築する機能」）の間に見られる直接効果・間接効果・総合効果を表2に示した。

「重層的支援体制を構築する機能」に対する直接効果は、「連携の促進」( $\beta = .113$ ,  $p < .10$ )、「IPW」( $\beta = .225$ ,  $p < .05$ )、「ケアマネジメント」( $\beta = .456$ ,  $p < .001$ )となり、「ケアマネジメント」「IPW」「連携の促進」の順で大きかった。「ケアマネジメント」に対する直接効果は、「連携の促進」( $\beta = .149$ ,  $p < .05$ )、「IPW」( $\beta = .666$ ,

表1 回答者の基本属性

所属機関 (n=376)	市町村社会福祉協議会	87
	地域包括支援センター	278
	その他	5
	未回答	6
勤務経験年数 (n=376)	5年未満	150
	5年以上10年未満	99
	10年以上15年未満	57
	15年以上20年未満	25
	20年以上	38
	未回答	7
所有資格 (n=376) (複数回答)	社会福祉士	245
	精神保健福祉士	56
	介護福祉士	95
	介護支援専門員 (主任CM含む)	205
	看護師	36
	保健師	22
	理学療法士	2
	相談支援専門員	11
	その他	33

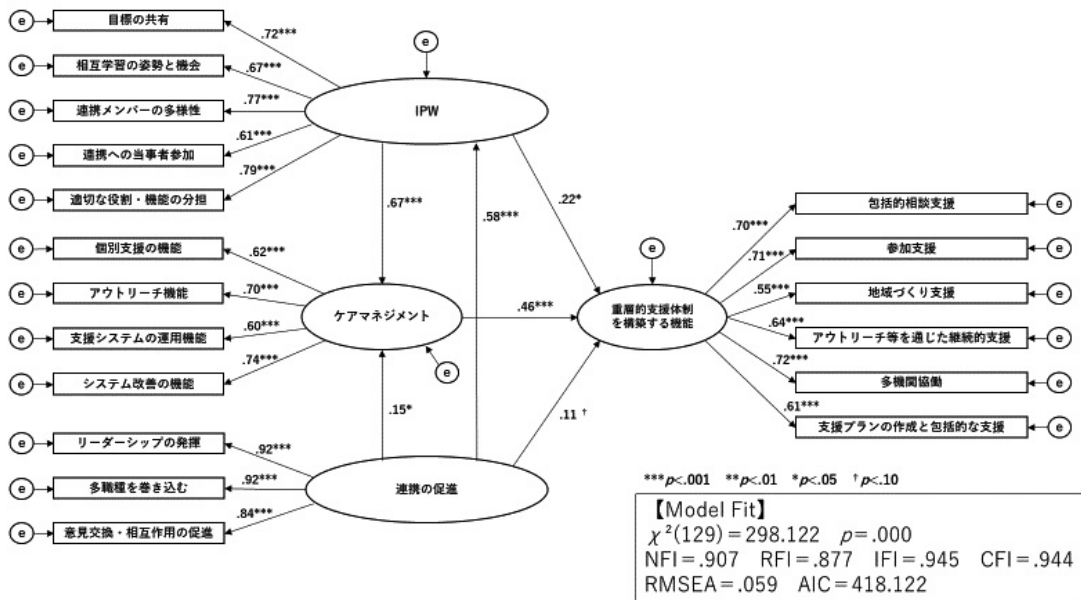


図1 重層的支援体制整備事業の進捗に及ぼすソーシャルワーク機能の影響に関するパス図

表2 潜在変数間の直接効果・間接効果・総合効果

		連携の促進	IPW	ケアマネジメント
直接効果	IPW	.582	—	—
	ケアマネジメント	.149	.666	—
	重層的支援体制を構築する機能	.113	.225	.456
間接効果	IPW	—	—	—
	ケアマネジメント	.387	—	—
	重層的支援体制を構築する機能	.376	.304	—
総合効果	IPW	.582	—	—
	ケアマネジメント	.537	.666	—
	重層的支援体制を構築する機能	.489	.529	.456

$p < .001$ ) で「IPW」の方が大きく、「IPW」に対する直接効果は「連携の促進」( $\beta = .582$ ,  $p < .001$ )に見られた。

「重層的支援体制を構築する機能」に対する間接効果は、「連携の促進」( $\beta = .376$ )、「IPW」( $\beta = .304$ )で「連携の促進」の方が大きかった。「ケアマネジメント」に対する間接効果は、「連携の促進」( $\beta = .387$ )に見られた。

「重層的支援体制を構築する機能」に対する総合効果は、「連携の促進」( $\beta = .489$ )、「IPW」( $\beta = .529$ )、「ケアマネジメント」( $\beta = .456$ )で「IPW」「連携の促進」「ケアマネジメント」の順で大きかった。「ケアマネジメント」に対する総合効果は、「連携の促進」( $\beta = .537$ )、「IPW」( $\beta = .666$ )で「IPW」の方が大きく、「IPW」に対する総合効果は「連携の促進」( $\beta = .582$ )に見られた。

以上から、「重層的支援体制を構築する機能」に対する総合効果は「ケアマネジメント」よりも「IPW」や「連携の促進」の方が大きいものの、直接効果では「ケアマネジメント」が最も大きくなっており、「連携の促進」と「IPW」は「ケアマネジメント」を通じた間接効果によって「重層的支援体制を構築する機能」への

総合効果を高めていることがわかる。その「ケアマネジメント」への効果については、「IPW」が高い直接効果を示しており、また「連携の促進」が与える「ケアマネジメント」への効果については、直接効果よりも「IPW」を通じた間接効果の方が高いことから、「ケアマネジメント」に対する「IPW」の役割の重要性がわかる。「IPW」に関して見てみると、「重層的支援体制を構築する機能」への直接効果は「ケアマネジメント」よりも小さいが、「ケアマネジメント」を通じて及ぼす間接効果を加えた総合効果では、「重層的支援体制を構築する機能」に与える効果は「ケアマネジメント」より大きくなっている。つまり「IPW」は、直接的な効果よりむしろ「ケアマネジメント」を経由することで、「重層的支援体制を構築する機能」に大きな影響を与えている。このことから、「連携の促進」が「IPW」に影響し、「IPW」が「ケアマネジメント」に影響して、「ケアマネジメント」が「重層的支援体制を構築する機能」に影響するという連続的な実践の仕組みによって大きな効果をもたらすことが明らかになった。

#### IV. 考察

本研究で実施した質問紙調査の回収率は19.1%と低かったものの、有効回答は376件あり、分析結果の信頼性は確保できたと考える。また、共分散構造分析のモデル適合度も十分な値であり、一定の説得力をもつ分析結果を提示できた。

分析結果の内容については第一に、重層的支援体制整備事業の進捗に与える直接効果をみると、ケアマネジメントが最も大きな影響を与えていることがわかった。また、IPWや連携の促進といった他の機能を土台にしたケアマネジメントを展開することが、重層的支援体制を構築する上で重要である。なぜなら、IPWや連携の促進はケアマネジメントに影響を与えることによって重層的支援体制の構築への効果を大きく高めるからである。このように、3つのソーシャルワーク機能は単独というよりむしろ相乗効果を生み出すことによって、重層的支援体制整備事業に対してより大きな影響力をもつことが明らかになった。

第二に、総合効果からみるとIPWが重層的支援体制の構築において最も大きな影響をもつことが明らかになった。公益社団法人日本社会福祉士会(2018)によると、①包括的な相談支援体制の構築に関する機能は社会福祉士と他の専門職との協働で実践されていること、②住民主体の地域課題解決の体制構築に関する機能は社会福祉士と地域住民との協働で実践されていることがわかっているが、専門職同士だけでなく地域づくりの当事者といえる地域住民との協働を図ることが重層的支援体制を構築する上で非常に重要であることを客観的に証明することができた。IPWには「目標の共有」「相互学習

の姿勢と機会」「連携メンバーの多様性」「連携への当事者参加」「適切な役割・機能の分担」の5つの特徴があり、こうした取り組みを専門職や地域住民を交えて展開することが重要だからである。

第三に、「チーム内でリーダーシップを発揮する人がいる」「多職種を巻き込む行動力のある人がいる」「専門職間の意見交換や相互作用を促進する人がいる」の3つの取り組みは、重層的支援体制の構築に直接的な効果を発揮するわけではないが、IPWやケアマネジメントを効果的に展開する上で重要なものであり、IPWとケアマネジメントに影響を与えることで重層的支援体制の構築に役立つことがわかった。金田(2020)や公益社団法人日本社会福祉士会(2018)が指摘するように、専門職が地域住民等との連携を意図的に作り出すことの重要性が本研究でも確認できたが、具体的にそれはIPWやケアマネジメントを支えるために重要な位置づけであることが明らかになった。

上記の結果から、先行研究で示唆されていたフォーマル・インフォーマルの連携に関する課題について考察すると、地域住民等の当事者との連携や協働を促進するには専門職によるリーダーシップやファシリテーションだけでなく、IPWによる連携への当事者参加や、当事者参加を前提としたミクロ・レベルからマクロ・レベルのケアマネジメントによる包括的支援体制の構築を連続的に展開することが1つの解決策になるといえる。共分散構造分析の結果からわかるように、リーダーシップやファシリテーションによる「連携の促進」は「重層的支援体制を構築する機能」への直接効果が低く、それだけでは十分な成果をあげられない。しかし、専門職が当事者を巻き込みながらIPWやケア

マネジメントを展開するという連続的な実践につなげることによって、「連携の促進」は「重層的支援体制を構築する機能」への総合効果を高めることができる。このことから、フォーマル・インフォーマルの連携に関する課題は、専門職が意図的に地域住民等に働きかけるだけでなく、その後のIPWやケアマネジメントに当事者参加の取り組みを活かすことで解決し得るといえる。

また、本研究では地域共生社会の実現の中心的な取り組みとして重層的支援体制整備事業を位置づけ、そこに含まれる6事業に関する潜在変数（「重層的支援体制を構築する機能」）を用いてソーシャルワーク機能の効果を検証してきた。この潜在変数の個数については統計的に有意なものが1つだけ確認でき、例えば個別支援と地域支援のように2つ以上になることはなかった。つまり、重層的支援体制整備事業を構成する6つの事業を一体的に展開する何らかの要素が存在し、それが重層的支援体制の構築を進める力になることが明らかになった。先行研究において理論的に指摘されてきた個別支援と地域支援の一体的な展開は、それらすべてを含む重層的支援体制整備事業の推進というかたちで進めることができること、さらにその推進にはソーシャルワーク機能が効果を発揮することが本研究の結果から実証的に証明されたといえる。

## V. 今後の課題

本研究では、地域共生社会の実現に関する指標として重層的支援体制整備事業の進捗状況を用いた。その結果、ソーシャルワーク機能が重層的支援体制の構築に役立つことを明らかにすることができた。しかし、重層的支援体制整備

事業のうち特にフォーマル・インフォーマルの連携にかかわる【地域づくり支援】(地域住民が地域において自立した生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の実施)は、潜在変数（「重層的支援体制を構築する機能」）との関連が6つの事業の中で最も低かった（ $\beta = .55$ ,  $p < .001$ ）。統計的に有意な結果が得られているため本研究の分析や考察の妥当性には影響しないが、先行研究で示唆されてきたフォーマル・インフォーマルの連携に関する課題へのより有効な取り組み方について、今後詳細に検討する必要性を認識している。

また本研究では調査対象を市町村社会福祉協議会と地域包括支援センターとしたが、地域共生社会の実現には自治体や地域住民、他職種など多様な関係者がおり、そうした人々の声を反映できなかった点は研究の限界である。ソーシャルワーク機能に焦点を当てる上でソーシャルワーカーを主な研究対象とした意図はあるが、今後は地域共生社会の実現に向けた取り組み全体を捉えられる研究を模索していきたい。

## 付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の基盤研究（C）「地域共生社会の構築におけるソーシャルワーカー活用に関する研究」（研究代表者：河野高志 課題番号：20K02241）の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

## （文献）

Chemers, M. M. & Ayman, R. (1993) *Leadership*

- Theory and Research: Perspectives and Directions*, Academic Press. (=1995、白樫三四郎訳編『リーダーシップ 理論と研究』黎明出版)。
- 地域共生社会推進検討会 (2019) 『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 (地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ』厚生労働省。
- 地域力強化検討会 (2017) 『地域力強化検討会 最終とりまとめ ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～』厚生労働省。
- DuBois, B. L. & Miley, K. K. (2014) *Social Work: An Empowering Profession, 8<sup>th</sup> Edition*, Pearson Education. (=2017、北島英治監訳『ソーシャルワーク 人々をエンパワメントする専門職』明石書店)。
- 長谷中崇志・高瀬慎二 (2017) 「地域共生社会の実現に向けた地域づくりに関する研究 —包括的な相談支援体制の構築に向けたA市の事例から—」『名古屋柳城短期大学研究紀要』39、101-128。
- 平田美和・大塚真理子・新井利民・ほか (2004) 「インタープロフェッショナルワークにおける多職種の役割 —在宅要介護高齢者への介護保険サービスを通して—」『埼玉県立大学紀要』6、47-52。
- 金田喜弘 (2020) 「第14章 共生社会に求められる地域に根ざしたソーシャルワーカー」上野谷加代子編著『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割——地域福祉実践の挑戦』ミネルヴァ書房、237-50。
- 公益社団法人日本社会福祉士会 (2018) 『地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークのあり方に関する実証的調査研究 報告書』厚生労働省 平成29年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業。
- 河野高志 (2019) 「地域包括ケアシステムにおける多職種連携の促進要因」『社会福祉学』60(1)、63-74。
- 高良麻子 (2018) 「第2章 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの実践方法」公益社団法人日本社会福祉士会編『地域共生社会に向けたソーシャルワーク——社会福祉士による実践事例から』中央法規、36-57。
- 松井資夫 (1958) 『リーダーシップ』ダイヤモンド社。
- 松岡克尚 (2005) 「第10章 ソーシャルサポート・ネットワーク」久保紘章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル——心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店、185-204。
- Moore, S. (1992) “Case Management and the Integration of Services: How Service Delivery System Shape Case Management”, *Social Work*, Vol.37 No.5, National Association of Social Workers, 418-423.
- 西梅幸治・西内章・鈴木孝典・ほか (2011) 「インタープロフェッショナルワークの特性に関する研究 —関連概念との比較をとおして—」『高知女子大学紀要 社会福祉学部編』60、83-94。
- 大塚真理子・平田美和・新井利民・ほか (2004) 「在宅要介護高齢者への援助活動におけるインタープロフェッショナルワークの構成要素」『埼玉県立大学紀要』6、9-18。
- Rose, S. M. (1992) “Case Management: An Advocacy/Empowerment Design”, Rose, S. M. ed., *Case Management and Social Work Practice*, Longman Publishing Group, Longman. (=1997、  
「第20章 ケースマネジメント —アドボカシー/エンパワメント・デザイン—」白澤政和・渡部律子・岡田進一監訳『ケースマネジメントと社会福祉』ミネルヴァ書房、354-392)。
- 埼玉県立大学編集 (2009) 『IPWを学ぶ 利用者中心の保健医療福祉連携』中央法規。
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (2018) 『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』厚生労働省。
- 白澤政和 (2020) 「地域共生社会の実現に向けてのソ

シャルワーカーの位置』『月刊福祉』103(6)、46-9.

Sheafor, B. W., Horejsi, C. R. and Horejsi, G. A.  
(1997) *Techniques and Guidelines for Social Work Practice: 4th edition*, Allyn and Bacon.

副田あけみ (2008) 「ソーシャルワークのアイデンティ  
ティ ケアマネジメントの展開が及ぼした影響」  
『人文学報：社会福祉学』24 83-110.

Summers, N. (2009) *Fundamental of Case Management Practice: Skills for the Human Services: 3rd edition*, Brooks/Cole.

内山智尋 (2020) 「『地域共生社会』の実現とコミュニ  
ティソーシャルワークの役割」『評論・社会科学』  
133、137-159.

上野谷加代子編著 (2020) 『共生社会創造におけるソー  
シャルワークの役割——地域福祉実践の挑戦』ミネ  
ルヴァ書房。